

女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画等の実施状況  
及び女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報等の公表について

令和 7 年 7 月  
カジノ管理委員会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項の規定に基づき、「カジノ管理委員会における女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（令和 2 年 1 月 10 日カジノ管理委員会委員長決定）の実施状況について、次のとおり公表いたします。また、あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報等について公表いたします。

(1) 採用した職員に占める女性職員（常勤職員）の割合

	目標	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般職（大卒）試験	35.0%	0%	50%	40%

(2) 職員に占める女性職員の割合

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
常勤職員	18.6%	18.2%	14.8%

（注）令和7年3月31日現在

(3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

新設

総数	うち女性	女性割合
18人	2人	11.1%

（注）令和7年3月31日現在

(4) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

新設

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定職級 （指定職・検事）	0%	0%	0%
課室長級 （行（一）7級～10級）	0%	8%	17%
本省課長補佐相当職 （行（一）5級・6級）	16%	14%	15%
係長相当職 （行（一）3級・4級）	21%	20%	12%

（注）令和7年3月31日現在

(5) 中途採用の男女別の実績

新設

	男性	女性
令和 6 年度	3人	1人

(6) 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

新設

●ハラスメント防止週間や国家公務員倫理月間等の実施等の機会にカジノ管理委員会における相談体制の整備・周知を行った。

(7) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

○男女別の育児休業取得率

	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常勤職員（男性）	85.0%	87.5%	100.0%	100%
常勤職員（女性）	—	—	—	100%

（注）令和5年度までは女性の育児休業取得者なし

○取得期間の分布状況

新設

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
1か月未満	—	57.1%	—	100.0%	—	33.3%
1か月以上～3か月未満	—	42.9%	—	0.0%	—	66.7%
3か月以上～6か月未満	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%
6か月以上～1年未満	—	0.0%	—	0.0%	100%	0.0%
1年以上～2年未満	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%
2年以上～3年未満	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%

(8) 男性職員（常勤職員）の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

○取得率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計取得率	100.0%	100.0%	100%
5日以上取得率	100.0%	100.0%	100%

○合計取得日数の分布状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7日	100.0%	100.0%	100%

(9) 職員（上限規制の対象職員に限る）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常勤職員	18.0時間	18.3時間	21.4時間

(10) 年次休暇取得日数

	令和4年	令和5年	令和6年
常勤職員	15.3日	17.5日	18.1日

(11) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

新設

●新規採用者や転入者向け研修の際にテレワークやフレックス等の制度利用の周知を行った。  
●職員の勤務時間を管理職に「見える化」し適切な勤務時間管理のための情報提供を行った。

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：カジノ管理委員会事務局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.6%
全職員	74.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	-
本省課室長相当職	86.8%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	90.4%
係長相当職	87.2%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	88.7%
21～25年	-
16～20年	95.9%
11～15年	112.6%
6～10年	100.3%
1～5年	89.9%

\* (1) 役職段階別の指定職相当の女性職員は在職していないため、記載の対象外とする。

\* (2) 勤続年数別の「36年以上」と「31～35年」に該当する女性職員は在職しておらず、「21～25年」に該当する女性職員については、1名のため、記載の対象外とする。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員）、本省課室長相当職（一般職給与法の行政職(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。